

行政処分を受けた医師・歯科医師の再教育における 助言指導者について

医政局長通知

平成 19 年 3 月 30 日 医政発第 0330002 号

「医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について」より抜粋

助言指導者の選任

個別研修対象者が個別研修を受けようとする場合には、助言指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であつて、厚生労働大臣が指名したものをいう。）を選任する必要があること。

助言指導者の要件

厚生労働大臣は、次の要件を満たす者を助言指導者として指名すること。

- ① 医師免許又は歯科医師免許取得後 7 年以上経過している者であること。
- ② 個別研修対象者に対して助言、指導等行うのに必要な知識・技術を有していること。具体的には、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 大学病院又は臨床研修病院若しくは臨床研修施設（以下「臨床研修病院等」という。）において、医師または歯科医師の指導に継続的に従事した経験を有する者
 - イ 大学の医学部又は歯学部において、学生の指導に継続的に従事した経験を有する者
 - ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識・技術を有する者

なお、医師等以外の者を含めた複数の者を助言指導者として選任することを希望する場合には、個別に所管厚生局まで相談されたい。

医政局医事課長・歯科保健課長通知

平成 19 年 3 月 30 日

医政医発第 0330001 号・医政歯発第 0330001 号

「医師又は歯科医師に対する再教育研修の運用に係る具体的な留意事項について」より抜粋

個別研修対象者に係る助言指導者としては、当該個別研修対象者の出身大学の教授・助教授や当該対象者が所属する病院の院長・部長、大学病院や臨床研修病院等の臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医師が想定されること。

また、個別研修対象者の身近に指導助言者として適当な者がいない場合には、最終的には医育機関や専門団体等が受け手となることも考えられるが、いずれにせよ、このような場合には所管厚生局が相談に応じること。